



第7章 再犯防止推進計画

7-1 計画の位置づけと期間

平成28(2016)年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、同法により、国が「再犯防止推進計画」を定める義務を負うほか、都道府県及び市区町村においても、「地方再犯防止推進計画」を定めるよう努められています。

そこで、本市においても、「第5次地域福祉計画」と一体的に「再犯防止推進計画」を定めたうえで、再犯の防止に関する取組を推進することにより、犯罪をした人等の社会復帰等を促し、安全安心な地域社会の実現を目指します。なお、本計画の期間は地域福祉計画にあわせて令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5年間とします。

7-2 再犯防止をとりまく現状と課題

愛知県の刑法犯認知件数は、戦後最多を記録した平成15(2003)年の225,706件をピークに減少を続けており、令和2(2020)年には、39,897件でピーク時の2割まで減少してきています。また、刑法犯検挙件数も平成15(2003)年の48,696件から令和2(2020)年には15,667件と大幅な減少傾向が続いています。その一方で、再犯者数については、減少傾向ではありますが、初犯者の減少幅に比べると小さいため、近年の再犯者の刑法犯検挙者に占める割合は、約5割で高止まりしています。そのため、再犯をいかに防止するかが安全安心な地域社会を実現するうえで重要な課題となっています。

7-3 施策の推進

施 策 方 針

① 広報・啓発活動の実施

更生保護団体や民間協力者と協力し、犯罪のない安全・安心な地域社会を築くことを目的とした全国的な運動である「社会を明るくする運動」を実施します。

② 更生保護団体との協力・支援

市内の更生保護団体に対し、情報共有や財政支援等を行うことにより、地域の再犯防止活動を推進します。

③ 就労・住居の確保等に対する支援

犯罪をした人等を含め、様々な理由で就労が困難な方の就労及び住居の確保を支援し、社会的な自立を促進します。

④ 非行防止に関する活動への支援

地域社会からの孤立の防止を図ることで、非行を未然に防ぎ、子どもの健全育成を推進します。

⑤ 必要な福祉サービス利用への支援

関係機関の連携等により、犯罪をした人が社会で孤立することを防ぎ、社会への復帰に向け、必要な支援を提供します。

施策体系



推進施策・事業

(1) 広報・啓発活動の実施（社会を明るくする運動）

① 「社会を明るくする運動」安城市推進委員会の開催

安城市長を推進委員長として、推進委員会を組織し、再犯防止に向けての取組目標を共有します。

② 街頭啓発活動の実施

7月1日に市内8中学校区それぞれで、スーパーマーケット等を会場にして啓発物品を配布する街頭啓発活動を行います。

③ ミニ集会（地域関係者との意見交換会）の実施

市内8中学校区それぞれで、町内会長等の地域関係者を集めて意見交換会を行います。

④ 標語・作文の募集

更生保護や再犯防止について考えてもらうきっかけとして、自分の身近な出来事等を題材にした標語・作文を募集し、優秀な作品を表彰します。



⑤ 図書展示、ポスター等による情報発信

図書情報館での展示や小中学校へのポスター配布、及び広報への折込チラシ等を通じて、情報発信を行います。

(2) 更生保護団体との協力・支援

① 市公式ウェブサイトでの更生保護団体の周知

市公式ウェブサイトにおいて、更生保護団体の活動を広く周知し、活動の理解者及び担い手を増やします。

② 活動に対する補助

更生保護団体の活動に対して補助金を支給することで、関係者の活動を支援します。

③ 福祉情報の提供

本市で利用できる福祉サービスの情報を更生保護団体へ提供することで、犯罪をした人等に対して適切な助言ができるように支援します。

④ 更生保護サポートセンターの運営支援

市役所庁舎の一画を保護司会に貸し出すことで、更生保護ボランティアの会合や更生保護活動に関する情報交換等の拠点として利用できるように支援します。

(3) 就労・住居の確保等に対する支援

① 自立相談支援事業

経済的に自立が困難な人からの相談を受けたうえで、自立に向けたプランを作成し、就労等の生活に関する支援を行います。

② 就労準備支援事業

社会との関わりに不安を抱えている、生活リズムが崩れている、就労経験がないまたは短い等、直ちに就労することが困難な人に対し、一般就労に向けた基礎能力を養いながら、就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

③ 若年無業者就労支援事業

一定期間無業状態にある若者やその保護者、家族に対し、若者本人の自立・就業を促すための相談や支援を行います。

④ 雇用促進

刑務所出所者等の自立及び社会復帰に協力する工事入札参加事業者に対し、条件付一般競争入札(総合評価方式)において協力雇用主登録及び保護観察対象者等の雇用実績を加点評価することにより、雇用促進に努めます。

⑤ 住居確保給付金の支給

離職や収入の減少のため経済的に困窮し、住居を失うおそれのある人に対して、「住居確保給付金」として家賃を支給し、安定した住居の確保と就労への支援を行います。

(4) 非行防止に関する活動への支援

① 学習支援事業（サタデースクール）の実施

生活困窮世帯の中高生に対し、原則毎週土曜日に、市内施設にて学習支援（サタデースクール）を実施します。

② 適応指導教室（ふれあい学級）の実施

学校に行けない状態またはその傾向がある子どもの社会的自立や学校復帰等を目的として、平日に市内施設にて「ふれあい学級」を実施します。

③ 薬物乱用防止教室等の実施

学校教育の中で、喫煙、飲酒、薬物乱用が心身に及ぼす影響を学習する機会を設けます。

(5) 必要な福祉サービス利用への支援

① 包括的相談支援事業

属性や世代を問わず包括的に相談を受け止めることで、複雑化・複合化した課題に對しても適切な支援につなげられるようにします。

② アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つけることで、既存の制度では支援が届かなかった人へ支援を届けます。

③ 生活福祉資金貸付事業等

生活の立て直しのために必要な生活費及び一時的な資金の貸付等を行います。

④ 自立相談支援事業（再掲）

経済的に自立が困難な人からの相談に対し、自立に向けたプランを作成し、就労などの生活に関する支援を行います。

⑤ 関係機関との連携強化

検察庁、弁護士会、名古屋保護観察所といった刑事司法機関との連携を強め、犯罪をした人等が地域で再出発できる受入れ態勢を整えます。

⑥ 多言語による生活情報の提供や相談体制の確保

各種手当や制度など、健康福祉を含めた生活に必要な情報を多言語で提供します。また、電話通訳やテレビ電話通訳の活用により、外国人市民からの相談などに円滑に対応します。